

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	被保険者証の交付及び再交付の申請	
根拠法令・条項	介護保険法施行規則第26条、第27条 堺市介護保険法施行規則第5条、第6条	
所 管 課	各区役所	地域福祉 課
審 査 基 準	<p>【被保険者証の交付】 第2号被保険者が被保険者証の交付を求めるときは、「堺市介護保険被保険者証交付申請書」に必要事項を記載し、交付を申請しなければならない。 堺市長は、上記の規定による申請を行った者に対し、被保険者証を交付する。</p> <p>【被保険者証の再交付】 被保険者証の交付を受けている者のうち、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、「堺市介護保険被保険者証等再交付申請書」に必要事項を記載し、当該破り、又は汚した被保険者証を添えて、その再交付を申請しなければならない。 堺市長は、上記の規定による申請を行った者に対し、被保険者証を再交付する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	7日
	標準処理期間を設定できない理由	